

令和 8 年度重油(1 種 1 号)壳買単価契約(8~9 月分)

仕 様 書

1. 概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所「以下、「機構」という」で使用するA重油（ボイラー用燃料）の購入に関するもので、機構の指定する受入設備に納入するものとする。

2. 品名

A重油

3. 仕様

重油は、JIS規格（JIS K 2205）1種1号の性状規定に適合していること。
ただし、硫黄分については0.1%以下とする。

4. 納入期間及び納入場所

(1) 納入期間

自：令和8年8月1日 至：令和8年9月30日

（機構が定める休日を除く毎日。但し、長期連休時は休日に納入を依頼する場合あり。

また、原則として9：00から12：00の時間帯に納入すること。）

(2) 納入場所

〒319-1194 茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33

核燃料サイクル工学研究所 指定場所

5. 納入指示の方法

基本（単価）契約を締結し、これに基づき機構が発行する発注指示書により納入を行うものとする。

6. 納入方法

発注指示書に基づき、タンクローリー車で納入すること。なお、納入の際提出する納品書には、品名、数量等の他に「JIS K 2205 1種1号」である旨記載すること。

7. 受入設備及び使用予定量

(1) 受入設備

中央運転管理室 196KL 屋外タンク 3基

(2) 予定使用量

1,200 KL （8月1日～9月30日）

＊数量は発注予定数量であり、発注数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこととする。

8. 納入量の確認

機構立会いのもと流量計により納入量を確認する。

9. 性状表及びSDSの提出

(1) 納入時毎に性状表を請求担当課へ1部提出し、確認を得ること。

なお、性状表には次の項目を入れること。

比重、反応、引火点、粘度、流動点、残留炭素分、灰分、硫黄分、水分、
発熱量、窒素分

(2) 納入月初めにSDSを1部提出すること。また、初回提出後、契約締結中にSDSの記載事項に変更があった場合は、その都度請求担当課へ提出すること。

10. 提出書類

| | | |
|-----------------------------------|-----------|----|
| (1) 臨時立入許可申請書 (核燃料サイクル工学研究所様式) | 契約締結後速やかに | 1部 |
| (2) 供給証明書 | 契約締結後速やかに | 1部 |
| (3) アフターメンテナンス体制表 | 契約締結後速やかに | 1部 |
| (4) 納品書 | 納入時毎 | 1部 |
| (5) 試験成績表 (性状表) | 納入時毎 | 1部 |
| (6) 安全データシート (SDS) | 納入月初め | 1部 |
| (7) 納品・請求書 (原子力機構様式) | 納品完了後速やかに | 1部 |
| (8) その他機構が必要とする書類 | 必要部数 | |

<提出場所>

核燃料サイクル工学研究所 工務技術部 運転課

11. 検収場所

財務契約部 管財課

12. 検収条件

3項の仕様、「10. 提出書類」の確認及び納入量の確認をもって検収とする。

13. 特記事項

(1) 受注者は、納入業務の実施にあたり知り得た情報を機構の許可無く第三者に口外してはならない。

(2) 受注者は、納入業務の実施にあたっては、関係法令及び所内規程を遵守するものとし、機構が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。

(3) 受注者は、納入業務の実施にあたって、万一事故が発生した場合は、速やかな措置を講じるとともに、事故の状況について、機構に報告するものとする。

(4) 原子力施設の安全管理上重要な設備の1つである蒸気供給設備等の燃料として使用するため、受注者は、次の点に留意して仕様外の重油を納入しないこと。

①仕入れ先(元売り会社)へ注文するときには、機構からの発注仕様書を添付するなどして誤納入防止に努めること。

②元売り会社及び配送会社を含む納入に当たる全ての者に対し、重油の仕様を遵守し、品質管理には十分に留意するよう周知すること。

(5) 受注者は、契約締結後速やかに機構からの受注方法及び納入方法等について請求担当課と打合せを行うこと。

- (6) 受注者は、納入業務の実施にあたって、給油ホースの接続状態を確認するとともに給油時の漏洩対策として、給油ホースのローリー側吐出口の下側及び重油タンク給油口の下側にペール缶等の受け皿を設置すること。
- (7) 「10. 提出書類」の供給証明書について、昨今の国際情勢を鑑みて数量変更等が発生した場合は別途協議とする旨を記載すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた場合は、機構と協議の上、決定するものとする。

－以上－